

# 競馬法の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月7日法律第18号)

平成27年9月  
農林水産省

## I 趣旨

競馬の国際化の進展をはじめとする最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が国内で勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講ずる。

## II 改正の内容

### 1 海外競馬の勝馬投票券の発売

- ① 農林水産大臣は、海外競馬（競馬の公正を確保するための措置が講じられているものに限る。）の競走のうち、国内競走馬の出走により馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものを指定できるものとする。（第3条の2及び第20条の2関係）
- ② 日本中央競馬会又は地方競馬主催者（都道府県・指定市町村）は、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、①により農林水産大臣が指定した競走について、勝馬投票券を発売することができるものとする。（第6条（第22条において準用する場合を含む。）関係）
- ③ 上記に伴い、競馬法の趣旨を明確化するとともに、地方競馬全国協会への交付金、勝馬投票券の購入制限等の規定について、所要の改正を行う。（第1条、第23条、第29条等関係）

### 2 競馬の監督体制の整備

主として地方競馬の監督を円滑かつ合理的に行うため、農林水産大臣の権限の一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任できることとする。（第29条の3関係）

## III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成27年11月1日）。ただし、II 2については、平成27年10月1日。

# 競馬法の一部を改正する法律の概要

## 現状と課題

- 競馬の国際化の進展等により、国内競走馬が海外競馬へ出走することが多くなり、国内の競馬ファンの関心も高まってきているが、現行競馬法では、日本中央競馬会等が海外競馬について勝馬投票券を発売することはできない。



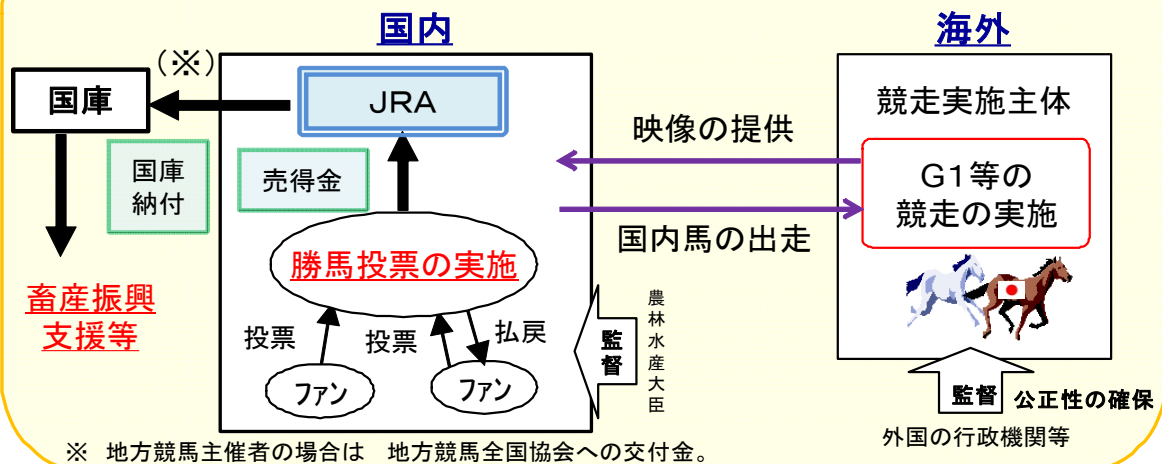
- ・ 国内競走馬が出走しているにもかかわらず、勝馬投票券の売上げを原資とした畜産振興等の公益への貢献ができない状況。
- ・ 有力馬が国内競馬に出走しなくなることに伴う売上げの減少への懸念。

## 改正の概要

### 1 海外競馬の勝馬投票について

日本中央競馬会又は地方競馬主催者は、農林水産大臣の認可を受けて、海外競馬の競走(国内競走馬の出走により畜産振興に寄与すると見込まれるものとして農林水産大臣が指定するもの)についての勝馬投票券を発売することができることとする。(第3条の2、第6条(第22条において準用する場合を含む。)及び第20条の2関係)

(参考)国内における海外競馬の勝馬投票券発売イメージ(JRAの場合)



※ 地方競馬主催者の場合は 地方競馬全国協会への交付金。

### 2 その他(競馬の監督体制の整備について)

主として地方競馬の監督を円滑かつ合理的に行うため、競馬主催者に対する報告徴求、立入検査、指示の権限等を地方支分部局の長に委任することとする。(第29条の3関係)

## 期待される効果

海外競馬の競走についての勝馬投票券の売上げを原資として、畜産振興、社会福祉等の公益への貢献がより一層図られる。